

島根県建築物木材利用促進協定実施要領

令和7年6月26日付け林第298号

(趣旨)

第1 県は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法第36号）」（以下「都市（まち）の木造化推進法」という。）第15条の規定に基づき、事業者等（以下「実施主体」という。）が建築主である建築物における木材の利用に関する構想、その他の実施主体による建築物における木材の利用の促進に関する構想（以下「構想」という。）を定める場合、県と構想の達成に資するための島根県建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）を締結するのに必要な事項を定める。

(構想の内容等)

第2 実施主体の構想は、都市（まち）の木造化推進法及び県が定める「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針（平成22年12月28日付け林第896号）」（以下「基本方針」という。）に即し、県産木材の利用を促進することを県に表明するものとする。

(実施主体の要件)

第3 協定を締結しようとする実施主体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 一定の目的を持ち、継続的に事業活動を行う者
- (2) 継続的に事業活動を行う者
- (3) 構想を定め、島根県と協定を締結する意向のある者
- (4) 国内外の法令に反する業務を行っていないこと及び暴力団等に関与していない者
- (5) その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がない者

(事前協議)

第4 協定締結を申し入れようとする実施主体は、第5の申入れ書の提出前に、協定の概要等を県と協議するものとする。

(協定締結に係る申入れ)

第5 実施主体は、協定を締結しようとするときは、様式第1号により申入れするものとする。

2 前項の規定により提出される協定締結に関する申入れ書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 実施主体が法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人の場合は、住民票の写し若しくはこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類、任意団体の場合は規約
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第1号別紙）
- (3) その他知事が必要と定める書類

（協定締結の判断基準）

第6 県は、実施主体から第5により協定締結の申入れがあった場合は、次の各号に掲げる要件に照らして適当か確認し、締結の可否について判断するものとする。

- (1) 第3の規定による実施主体の要件を満たしていること
- (2) 都市（まち）の木造化推進法の目的及び基本方針の実現に資する取組であること
- (3) 各種法令等に違反しないこと
- (4) その他必要と認められる事項

2 県は、前項により判断した結果を実施主体に通知するとともに、申入れに応じる場合にあっては、第7により協定を締結する。

（協定の内容）

第7 第5により協定の申入れが承認された実施主体は、協定書を県に提出し、県と協議の上、協定書を決定する。

2 協定は、次の各号に掲げる事項を内容とし、様式第2号を標準とする。ただし、関連する地方自治体等がある場合は、様式第2号を準用し、別途協議の上、決定する。

- (1) 協定の名称
- (2) 協定の目的
- (3) 実施主体の県産木材の利用促進構想
- (4) 構想の達成に向けた取組の内容
- (5) 構想の対象区域（島根県内又は島根県内を含む区域であること）
- (6) 協定期間
- (7) その他必要と認められる事項

3 前項第6号の協定期間は、協定締結の日から5年以内とする。

4 協定は、県と実施主体の2者で締結するものとする。ただし、構想の達成に向けた取組において、3者以上の事業者等が連携する必要がある場合は、3者以上で協定を締結することができるものとする。

(協定の変更)

- 第8 県と協定を締結した実施主体（以下「協定締結者」という。）は、協定の内容を変更する場合は、様式第3号により県に協定変更協議書を提出しなければならない。
- 2 県は、前項により協定変更協議書の提出があった場合には、その内容を精査し、変更の可否について判断するものとする。
- 3 県は前項により判断した結果を協定締結者に通知するとともに、協定の変更が妥当と認められる場合には、様式第4号を標準として変更協定を締結するものとする。
- 4 3者以上の協定であっても、協定の内容を変更する場合は、前3項の規定を準用するものとする。

(協定の更新)

- 第9 協定締結者は、協定期間満了後も協定を継続する場合は、様式第5号により県に協定更新協議書を協定期間満了日の30日前までに提出しなければならない。
- 2 県は、前項により協定更新協議書の提出があった場合には、その内容を精査し、更新の可否について判断するものとする。
- 3 県は、前項により判断した結果を協定締結者に通知するとともに、協定の更新が妥当と認められる場合は、様式第2号を標準として新たに協定を締結するものとする。
- 4 3者以上の協定であっても、協定を更新する場合は、前3項の規定を準用するものとする。

(協定の解消)

- 第10 協定締結者は、協定期間満了前に協定の解消を行う場合には、解消日の30日前までに様式第6号により県へ協定解消届を提出しなければならない。
- 2 前項による協定の解消が妥当と認められる場合には、県は協定の解消を協定締結者に通知する。

(協定締結者の責務)

- 第11 協定締結者は、県の広報媒体への掲載等に協力するものとする。
- 2 協定締結者は、県が求めた場合、構想の達成に向けた取組みについて、様式7号により実施状況の報告を行うものとする。

(県の責務)

- 第12 県は、協定を締結した場合は、協定に定められた取組を促進するため、次の各

号の取組に努めるものとする。

- (1) 協定締結者に対して、活用できる支援制度や木材利用に係る情報提供
- (2) 個人情報の取扱いに十分注意した上で、インターネット等による協定の概要等の情報発信

(協定の取消)

第 13 県は、協定を締結した場合において、その後の事情の変更等による特別の必要が生じたときには、協定の取消、又はその協定の内容を変更することがある。ただし、既に経過した期間にかかる部分については、この限りでない。

(補則)

第 14 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和 7 年 6 月 2 6 日から施行する。

様式第 1 号

※整理番号	
-------	--

※島根県が記入

年 月 日

島根県建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書

島根県知事

申入れ者 所在地
氏名又は法人の名称
代表者 職・氏名

島根県建築物木材利用促進協定実施要領第 5 により、次のとおり、建築物木材利用促進協定の締結を申入れます。

1 建築物木材利用構想の内容等

構想の内容	※構想の内容がわかるように具体的な建物名や取組内容等を記載すること。	
構想の達成に向けた取組の内容	※構想の達成に向けた取組について記載すること。	
県産木材の利用について	※建物において、主要構造部や内装等に○％県産材を使う等の数値目標や取組内容を具体的に記入する。	
構想の対象区域	※構想の対象区域を記載。（島根県内又は島根県内を含む区域であること。）	
取組の実施期間	※構想が実現するまでの期間を記載すること。 年 月 日～ 年 月 日	

2 連絡先等

担当者の職氏名		
所在地	〒	
連絡先	電話	ファックス
	電子メール	

3 添付資料

- (1) 誓約書(様式第 1 号別紙)
- (2) 申請者の概要がわかる資料
(法人の場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し等)
- (3) その他知事が必要と定める資料

備考 本様式で足りない場合は、別紙を添付すること。

誓 約 書

私(当法人)は、以下に掲げる項目に該当していないこと及び今後についても該当しないことを誓約します。

- 1 役員等（申入れ者が個人である場合にはその者を、申入れ者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（（平成 3 年法律第 77 号）以下、「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）である者。
- 2 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

年 月 日

島根県知事

所在地
氏名又は法人の名称
代表者職・氏名

様式第 2 号

島根県建築物木材利用促進協定書

実施主体（以下、「甲」という。）と島根県（以下、「乙」という。）は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下、「法律」とする。）第 15 条第 1 項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第 1 本協定は、法律及び「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針」に即し、甲及び乙の連携及び協力により、建築物木材利用促進構想（以下、「構想」という。）の達成に寄与することを目的とする。

（甲による木材の利用に関する構想）

第 2 ※構想の内容を記載

（構想の達成に向けた取組の内容）

第 3 構想の達成に向けた取組は、次のとおりとする。

（1）甲の取組

※構想の達成に向けた取組の内容を記載。

（2）甲の構想を達成するための乙による支援

本取組の周知や P R を行うと共に活用できる支援制度や木材利用の係る技術的な情報提供等を行う。

（構想の対象区域）

第 4 本協定の対象区域を記載する。

※県外を含む場合は、島根県内を含む取組とし、必要により具体的な区域を記載。

（協定期間）

第 5 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（その他必要と認められる事項）

第 6 甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

2 本協定の実施につき疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 通を作成し、甲乙記名の上、各自その 1 通を所持する。

年 月 日

甲 実施主体

乙 島根県知事

様式第 3 号

島根県建築物木材利用促進協定変更協議書

年 月 日

島根県知事

(協定締結者) 所在地
氏名又は法人の名称
代表者職・氏名

年 月 日付けで締結した標記協定について、次のとおり変更したいので、島根県建築物木材利用促進協定実施要領第 8 の規定により協議します。

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 添付資料
※変更内容、理由等が分かる資料

様式第 4 号

島根県建築物木材利用促進協定に係る変更協定書

年 月 日付け、協定締結者（以下、「甲」という。）、島根県知事（以下、「乙」という。）との間で締結した島根県建築物木材利用促進協定を以下のとおり、変更する協定を締結する。

（協定の目的）

第 1 本協定は、法律及び「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針」に即し、甲及び乙の連携及び協力により、建築物木材利用促進構想（以下、「構想」という。）の達成に寄与することを目的とする。

（甲による木材の利用に関する構想）

第 2 ※構想の内容を記載

（構想の達成に向けた取組の内容）

第 3 構想の達成に向けた取組は、次のとおりとする。

（1）甲の取組

※構想の達成に向けた取組の内容を記載。

（2）甲の構想を達成するための乙による支援

本取組の周知や P R を行うと共に活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供等を行う。

（構想の対象区域）

第 4 本協定の対象区域を記載する。

※県外を含む場合は、島根県内を含む取組とし、必要により具体的な区域を記載。

（協定期間）

第 5 本変更協定の協定期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

（その他必要と認められる事項）

第 6 甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

2 本協定の実施につき疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 通を作成し、甲乙記名の上、各自その 1 通を所持する。

年 月 日

甲 協定締結者
乙 島根県知事

様式第 5 号

島根県建築物木材利用促進協定更新協議書

年 月 日

島根県知事

(協定締結者) 所在地
氏名又は法人の名称
代表者職・氏名

年 月 日付けで締結した島根県建築物木材利用促進協定について、次のとおり協定期間を更新したいので、島根県建築物木材利用促進協定実施要領第 9 の規定により協議します。

- 1 現協定期間
- 2 更新期間
- 3 更新の理由

様式第 6 号

島根県建築物木材利用促進協定解消の届出書

年 月 日

島根県知事

(協定締結者) 所在地
氏名又は法人の名称
代表者職・氏名

年 月 日付けで締結した島根県建築物木材利用促進協定について、
次のとおり協定を解消したいので、島根県木材利用促進協定実施要領第 10 の規定により届け出ます。

- 1 協定期間
- 2 協定終了（解消）日
- 3 解消したい事由

様式第 7 号

島根県建築物木材利用促進協定実施状況報告について

年 月 日

島根県知事

(協定締結者) 所在地
氏名又は法人の名称
代表者職・氏名

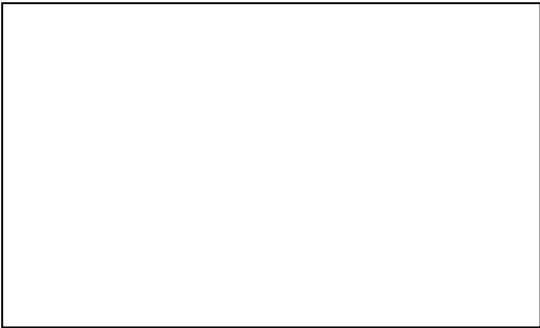
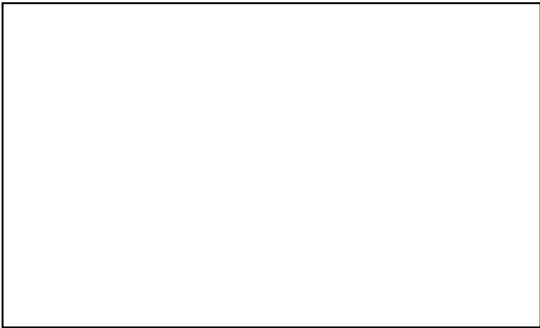
年度の島根県建築物木材利用促進協定の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施状況報告
別添のとおり (様式第 7 号別紙)

(様式第 7 号別紙)

島根県建築物木材利用促進協定 実施状況報告書

1 協定締結者名	(記述内容、写真レイアウトは自由です)	
2 取組名称		
3 実施日・竣工日又は期間		
4 実施場所	(写真の説明)	(写真の説明)
5 県産材使用量		
6 取組の概要	(写真の説明)	(写真の説明)

記載留意事項

様式第 1 号

※整理番号

※島根県が記入

年 月 日

島根県建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書

島根県知事

申入れ者 所在地
氏名又は法人の名称
代表者 職・氏名

島根県建築物木材利用促進協定実施要領第 5 により、次のとおり、建築物木材利用促進協定の締結を申入れます。

1 建築物木材利用構想の内容等

構想の内容	※個別の取組を進め、どのようなことを実現したいのかを記載してください。 ※記載にあたっては、構想の内容がわかるように具体的な建物名や取組内容を記載してください。
構想の達成に向けた取組の内容	※構想の達成に向けた取組について、数値目標を掲げるなど、できるだけ具体的な内容を記載してください。
県産木材の利用について	※建物のどのような個所に、島根県産材をどれくらい利用するのか（例：主要構造部や内装等に県産材〇%を使う等）、数値目標や取組内容を具体的に記入してください。
構想の対象区域	※構想の対象区域を記載。（島根県内又は島根県内を含む区域であること。）
取組の実施期間	※構想が実現するまでの期間を記載してください（5 年以内）。 年 月 日～ 年 月 日

2 連絡先等

担当者の職氏名			
所在地	〒		
連絡先	電話	ファックス	
	電子メール		

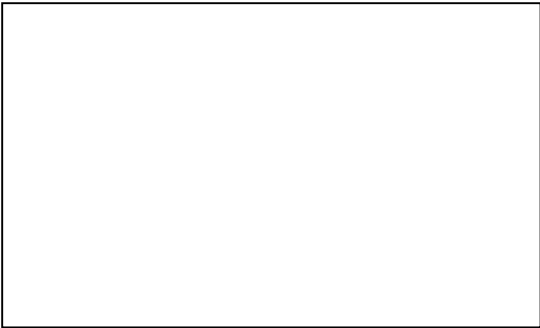
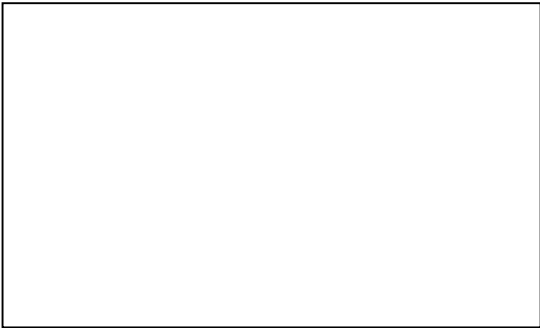
3 添付資料

- (1) 誓約書(様式第 1 号別紙)
- (2) 申請者の概要がわかる資料
(法人の場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し等)
- (3) その他知事が必要と定める資料

備考 本様式で足りない場合は、別紙を添付すること。

(様式第 7 号別紙)

島根県建築物木材利用促進協定 実施状況報告書

1 協定締結者名 〇〇株式会社 2 取組名 △△支店開設 3 実施日・竣工日又は期間 令和〇年〇月〇日 4 実施場所 松江市〇〇町 5 県産材使用量 50 m³ (構造材 40 m³、内装材 10 m³) (県産材使用率 91% (県産材 50 m³/全体使用量 55 m³)) 6 取組の概要 建物全体で木の良さが感じられるように、柱や梁が見えるように、一部を「現し」で施工し、室内の壁にスギ板を使用しました。	(記述内容、写真レイアウトは自由です)  (写真の説明)  (写真の説明)  (写真の説明)  (写真の説明)
---	--